平成３０年（フ）第３１０号
札幌市東区北37条東29丁目13番11号　スカイコーポ宮本203号
債務者　中野渡康典
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１１号
札幌市西区西野２条３丁目４番43号
債務者　山田　恵美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１６号
札幌市南区真駒内緑町３丁目５番３―1104号
債務者　斉藤　　光
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３２１号
札幌市中央区南12条西６丁目１番20―406号
債務者　土井　博之
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３２６号
札幌市清田区平岡４条１丁目２番２―318号
債務者　北村美佐子（旧姓皆川）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３３０号
札幌市北区屯田４条５丁目13番３号
債務者　田村　公弘
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３３１号
札幌市北区麻生町１丁目６番20―105号
債務者　田村菜穂子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３３７号
札幌市北区太平４条５丁目７番18号　102号
債務者　齋藤麻衣子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３４９号
北海道石狩市花川南10条３丁目103番地１
債務者　加藤　弘樹
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５４号
札幌市西区二十四軒４条３丁目４番35―213号
債務者　西村　昌子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５９号
札幌市豊平区月寒東５条７丁目１番18―202号
債務者　北山　　豊
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３６０号
札幌市豊平区月寒東５条７丁目１番18―202号
債務者　北山　典子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５３号
岩手県八幡平市大更第37地割363番地13　ノースヴィレッジ　Ｂ号
債務者　佐藤　雄紀
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第５７号
盛岡市高松２丁目23番30号
債務者　蜂谷　尚久
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第６０号
岩手県滝沢市鵜飼下高柳７番地４　カーサ滝澤102号
債務者　小野寺静枝
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第５９号
静岡県伊東市玖須美元和田727番地の655
債務者　三浦　憲也
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第７０号
静岡県熱海市桜木町20番15号　桜沢アパート５号室、住民票上の住所静岡県田方郡函南町平井1753番地の1512
債務者　大平　康史
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係